

平成30年度の意見募集でいただいた
ご意見に対する回答一覧

関西電力株式会社
送配電カンパニー

目 次

- (1) 電源Ⅰ周波数調整力募集要綱(案)、電源Ⅰ需給バランス調整力募集要綱(案) P1～P2
- (2) 電源Ⅰ周波数調整力契約書(案)、電源Ⅰ需給バランス調整力契約書(案) P3
- (3) 電源Ⅱ周波数調整力募集要綱(案)、電源Ⅱ需給バランス調整力募集要綱(案) P4
- (4) 電源Ⅱ周波数調整力契約書(案)、電源Ⅱ需給バランス調整力契約書(案) P5
- (5) 電源Ⅰ 厳気象対応調整力募集要綱(案) P6 ~P22

番号	該当箇所	意見	回答
1	第5章3(1) 運用要件	広域運用開始により、電源 I の稼働機会(及びその変動)が大きくなる ことが想定されるため、調整力の使用予定量等、事業者が燃料消費等 の変動リスクを予見できるような情報提供方法を検討いただきたい。	調整力の使用予定量を一概に提示することは困難と考えていますが、 貴重な意見として頂戴いたします。
2	第5章3(1) 運用要件	調整力の稼働想定乖離による燃料の余剰不足が生じないような仕組 み、又は落札者のリスクを救済する仕組みを作っていただきたい。	調整力の使用予定量を一概に提示することは困難と考えていますが、 貴重な意見として頂戴いたします。
3	第5章3(1) 運用要件	広域的運用の開始時期については、余裕を持って落札事業者に通知い ただきたい。	調整力の広域的運用については平成31年度からの運用開始に向け検 討中です。別途運用開始時期が確定した断面で、関係箇所へお知らせ させていただきます。
4	第5章3(1) 運用要件	調整力の広域的運用では、落札者が契約を結んでいない他エリアの一 般送配電事業者へ、競争情報である申出価格を提供することになる。情 報の第三者利用にあたるため、目的外利用を禁ずる等、適切な取扱い が必要。	調整力の広域的運用については平成31年度からの運用開始に向け検 討中ですが、情報の取り扱いについて適切に対応してまいります。

番号	該当箇所	意見	回答
5	P19 第5章3-(1)-ハ-(イ)	<p>(原文)原則として8時間にわたり当社の指令に従った運転継続が可能であることが必要です。</p> <p>(修正案)原則として4時間にわたり当社の指令に従った運転継続が可能であることが必要です。</p> <p>【理由】需給調整市場と整合をとったほうが将来的に有効であると考えられるため。</p>	<p>調整力公募における要件としてはピーク時間帯などにおいて対応が必要な時間が8時間程度となることから、引き続き継続時間は8時間といたします。ただし、連続運転可能時間が8時間に満たないものは、所定の計算方法で算出して落札候補案件決定過程で評価いたします。</p>
6		<p>電源 I 周波数調整力、電源 I 需給バランス調整力、電源 I' 厳気象対応調整力</p> <p>(修正案) I A、I B、I' の稼働時間を各エリア毎に週もしくは月単位で公表して頂きたい。</p> <p>【理由】今後各電源への展開なども考えて発動時間は把握しておきたい</p>	<p>契約を締結している特定の事業者の調整力電源の燃料の活用状況や単価などを推測できる可能性があるため、現状、各調整力の稼働時間に関する公表は考えておりません。</p>

電源Ⅰ周波数調整力契約書(案)、電源Ⅰ需給バランス調整力契約書(案)

番号	該当箇所	意見	回答
1		<p>(課 題)各社の契約内容がバラバラで、事業者にかかる作業負担が大きいと考える。 (提 案)各社の契約書の種類やフォーマットを、統一いただきたい。</p>	<p>可能な限り契約書フォーマットを統一していますが、私契約のため詳細は統一することが困難です。よって、各社ごとの様式を使用してください。</p>

番号	該当箇所	意見	回答
1		<p>揚水発電のポンプによる調整力対価について。今後、再生可能エネルギーの増加が見込まれる中、系統事由による余剰対策として、揚水発電のポンプによる下げ調整供給力のkW価値は大きくなると考えられる。そのkW価値に対する適切な評価および対価が支払われるべきではないか。</p>	<p>貴重なご意見として頂戴いたします。</p>
2	<p>第5章3(1) 運用要件</p>	<p>調整力の使用予定量等、事業者が変動リスクを予見できるような情報提供方法を検討いただきたい。</p>	<p>調整力の使用予定量を一概に提示することは困難と考えていますが、貴重な意見として頂戴いたします。</p>

電源Ⅱ周波数調整力契約書(案)、電源Ⅱ需給バランス調整力契約書(案)

番号	該当箇所	意見	回答
1	第1条2(5) 調相運転、第1条2(4) 調相運転	<p>調相運転は、火力発電機のタップ切替や揚水発電機の弱め励磁運転等の無効電力調整も対象であるとの理解でよいか。 上記が調相運転に含まれない場合、その価値が適切に評価され、対価が支払われる仕組みを作っていただきたい。</p>	<p>電源Ⅱ周波数調整力募集要綱第3章4(2)「電力系統の電圧調整のために、揚水発電機(ポンプ水車)の空転状態において力率調整を行なうことにより無効電力を供給または吸収することをいいます。」と記載のとおり、調相運転に火力発電機のタップ切替や揚水発電機の弱め励磁運転は含まれておりません。自らの燃料費等に加え、そのコストを勘案した電力量(kWh)価格を一般送配電事業者に申し出てください。</p>

番号	該当箇所	意見	回答
1	P3 第2章 1-(4)	<p>(原案) 応札者は、本要綱に定める諸条件ならびに添付する電源Ⅰ' 厳気象対応調整力(kW) 契約書(ひな型)および電源Ⅰ' 厳気象対応調整力(kWh) 契約書(ひな型)の内容をすべて了解のうえ、当社に入札書を提出してください。</p> <p>(ご提案) kW、kWh、運用細目、それぞれ別々のひな型ではなく、1つの契約書として雛型を作成することをご検討いただけないか。</p> <p>(理由) 一元化により業務効率化が双方で期待できるため。kWおよびkWhを統合して契約を締結した実績があるため。</p>	<p>電源Ⅰ' 厳気象対応調整力(kWh) 契約については、技術的要件を満たすことを確認したとき、弊社と協議のうえ、電源Ⅰ' 厳気象対応調整力(kWh) 契約の代わりに、電源Ⅱ周波数調整力契約または電源Ⅱ需給バランス調整契約を締結することが可能なことから、契約書については、kWおよびkWhを分けて締結させて頂いております。また、運用に関する給電申合書は運用に特化した申合せのため、別で取り扱わせて頂いております。</p>
2	P3 第2章1-(2)	<p>(原案) このためにも、応札者は入札書を作成する際には、本要綱に記載の作成方法に準じて、入札書に不備や遺漏等がないよう十分注意してください。</p> <p>(修正案) 追記: 万が一、入札書に不備や遺漏等が確認できた場合、公募終了後に当社から応札者にご連絡させていただき、不備や遺漏等の内容を説明する機会を別途各社毎に設けさせていただきます。</p> <p>(理由) 次年度以降、入札書に不備や遺漏等がないようにするため。</p>	<p>不備や遺漏等につきましては、弊社から応札者へ連絡は致しませんので、入札書を作成する際には不備や遺漏等がないよう十分注意してください。</p> <p>なお、ご不明な点等がございましたら、予め入札前にお問合せ下さい。</p>
3	P12 第4章1 ステップ⑤	<p>(原案) 落札候補者決定、結果公表</p> <p>(修正案) 現状では最高価格と平均価格のみの公表で、より詳細な情報の公開を希望。旧一電とその他アグリゲーターの割合や平均評価用kWh単価など公表内容の詳細化。</p> <p>【理由】次年度以降の対応や、今後のDR普及のため発動があった時間等週単位程度の区切りで公表して欲しい。</p>	<p>第26回制度設計専門会合資料4にて旧一電以外の応札容量・落札容量なども公表されておりますので、ご確認ください。</p>
4	P14 第5章 1-(3) 月単位での契約調整力の設定	<p>現行、電源Ⅰ' は電源とDRを同じ募集枠で取り扱っているが、電源とDRとはそれぞれ特性が異なる(電源は長期的、DRは短期的な調整力に向いている)ことから、募集枠を分けてほしい</p>	<p>経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、特定の電源種を優遇することのないよう、ポジワット(発電設備を活用した調整力の提供)とネガワット(負荷設備を活用した調整力の提供)は同等に扱うこととしており、ポジワット枠、ネガワット枠、それぞれ別の募集枠を設けることは予定しておりません。</p>

番号	該当箇所	意見	回答
5	P14 第5章 募集概要 1-(3) 対象電源等 ハ	<p>(原案) 応札時点で営業運転を開始していない電源等、および当社とオンライン信号(ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。)の送受信を開始していない電源等の場合、電源 I´ 厳気象対応調整力提供期間までに電源等の試運転や必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。</p> <p>【質問・要望】新規でDRに参加する需要家を新設設備とみなすことが可能かどうかご教示いただきたい。その場合、契約設備がDRの場合の条件につき、ご教示いただきたい。新設電源の場合は、試験結果等の提出と契約開始までの営業運転開始が条件として求められているが、同様の条件が新規DR参加需要家にも適用できるのであれば、応札時の需要家リストには含めず、落札後～契約開始日までに獲得する需要家とし、試験結果等の提出と契約開始までの営業運転開始の条件を課すことをご検討いただきたい。</p> <p>(参考) 中間論点整理 容量市場における期待容量の考え方</p>	<p>電源「等」としており、「等」にはネガワットなどを含んでおります。弊社とオンライン信号(ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。)の送受信を開始していない事業者の場合、電源 I´ 厳気象対応調整力提供期間までに需要家を含めた対応工事・試験が必要でです。一方で、弊社は、一般送配電事業者として、周波数維持等の義務があり、確実に調整力を提供頂ける事業者を選定することから、アグリゲータさまにつきましては、応札時点で新規DR参加需要家を含め、需要家の確保(確保いただいている需要家について応札)をお願いいたします。</p>
6	P14 第5章1-(1)	<p>(原 案) 関連するが記載はなし</p> <p>(提 案) H1、H3という需要だけでなく、供給側の不足可能性(再生可能エネルギー、特に太陽光発電の停止など)も考慮した計算式にするべきではないか。</p>	<p>電源 I´ の確保目的としては、「10年に1回程度の猛暑や厳寒の最大需要(以下、「厳気象H1 需要」)において、電源のトラブルが発生していないにもかかわらず供給力が不足し、国からの特別な要請に基づく節電に期待する(場合によっては計画停電に至る)といった状況に陥らないようにするための供給力であり、原則として一般送配電事業者による調整力の調達を通じて確保する」(2019年度向け調整力の公募にかかる必要量等の考え方について(広域機関HPより))となっていることから、その考え方に基づき募集するものです。したがってご指摘の供給力側の不足可能性を考慮した募集量とは致しません。</p>
7	P14 第5章1-(1)	<p>(原案) 募集要量</p> <p>(修正案) I´ でポジワット応札が増えた場合、DRが普及しない可能性があるためDRの募集枠を明確化して頂きたい。</p> <p>【理由】仮にポジの応札が非常に多くなった場合、DR枠がなくなってしまう可能性がゼロではないため。</p>	<p>経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、特定の電源種を優遇することのないよう、ポジワット(発電設備を活用した調整力の提供)とネガワット(負荷設備を活用した調整力の提供)は同等に扱うこととしており、ポジワット枠、ネガワット枠、それぞれ別の募集枠を設けることは予定しておりません。</p>

番号	該当箇所	意見	回答
8	P14 第5章1-(2)	<p>(P14) 電源 I' 厳気象対応調整力提供期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 1 年間とします。</p> <p>(P10) (5) 夏季: 本要綱では、7 月 1 日から 9 月 30 日をいいます。</p> <p>(6) 冬季: 本要綱では、12 月 1 日から翌年 2 月 28 日(閏年の場合 29 日)をいいます。</p> <p>(課 題)・実際の発動期間が、契約期間と異なり分かりづらい。</p> <p>(修正案)・調整力提供期間を契約期間とし、厳気象発生月を発動期間と明確に記載していただきたい。</p>	<p>電源 I' の募集要綱に「主に10年に1度の猛暑時等需給ひっ迫時に需給バランス調整を実施するための調整力を確保するために(以下、省略)」との記載がありますが、これはあくまでもそのような需給ひっ迫時にも対応できる調整力を確保するために、このような考え方にに基づき必要量を算定しています。一方、実運用断面においては、可能なリソースを運用の中で、効率的・効果的に活用することを志向するため、発動する状況としては厳気象時だけでなく、年間を通じて発動する可能性があり、発動期間については、契約期間と同じ期間となります。</p>
9	P14 第5章1-(3)-ハ	<p>(原案) 電源 I' 厳気象対応調整力提供期間までに電源等の試運転や必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。</p> <p>(修正案) 供出が可能かどうかの試験発動も各エリア実施の有無で差があるため一本化して頂きたい。</p>	<p>調整力発動試験については、その詳細な時期や方法(確認項目・内容等)について別途協議・取決めの上、契約前に実施させていただきます。</p> <p>なお、DRを活用して契約を希望される場合、弊社との瞬時調整契約の実績や、過年度の調整力契約実績、DR実証事業などへの参画実績等のエビデンス、または、本要綱で求める要件を満たしていることを証明できる書類ならびに発電機等の試験成績書等のエビデンスをもって、調整力供出能力・性能の把握が可能な場合、弊社の判断において、調整力発動試験を省略することがございます。</p>

番号	該当箇所	意見	回答
10	P15 第5章 募集概要 1-(4) 入札単位	<p>(原案)当社からの通知の翌日から起算して当社5営業日以内に回答がない場合、または、当該設備(または需要家)の重複に係る確認の結果、当該設備(または需要家)の応札kWが設備容量以内で明確に区別・区分できない場合、応札案件評価においては当該設備(または需要家)を除外します。</p> <p>(要望)確認の結果、応札者の当該契約設備に対する応札kWに変更が生じた場合、入札案件全体を無効とするのではなく、入札書に記載した契約電力から当該契約設備分を差し引いた容量を評価対象としていただきたい。(例:10MWの応札容量で、除外対象となる重複需要家の供出電力が1MWの場合、9MWの応札容量として評価していただきたい)</p> <p>【理由】ある1件の悪意をもった需要家が原因で、残るすべての需要家のDR参加機会が失われないようにし、これまで電源I'で培ってきたDR推進・成長の勢いを途絶えさせないようご配慮いただきたい。</p> <p>需要家の観点では、DR事業者が支払う「価格」が契約の際の重要な判断基準になり、「価格」は落札後に確定することになる。したがって、事業者側から「複数の事業者による同一需要家のリスト掲載禁止」の旨を説明していても、落札結果が出て「価格」が確定した段階でより魅力的なDR事業者を選ぼうとする可能性もある。落札価格が確定するまで待つために、ある事業者と契約交渉をしていることを他の事業者に開示せず、結果的に応札時に複数のDR事業者のリストに同一需要家が重複する可能性もある。</p> <p>上記のように、「複数の事業者による同一需要家のリスト掲載」が応札する事業者の責でないとは判明した場合は、応札案件を無効にするのではなく、当該同一需要家分の容量を差し引いた契約電力での応札としていただきたい。</p> <p>(参考)監視等委員会制度設計専門会合(第31回)資料9調整力の公募調達の改善についての7頁にも「需要家が抜けた応札については、その分を応札容量から減らして評価する。」という記載あり。</p>	<p>様式3-3需要家リストの欄外*1「当該設備(または需要家)を用い応札した全応札に対し、当該設備(または需要家)を応札内容として勘案しません。(需要家等の対象から除外します。)」のとおり、10MWの設備容量で、除外対象となる重複需要家の供出電力が1MWの場合、9MWの設備容量として契約電力を充足しているかを評価いたします。</p> <p>弊社は、一般送配電事業者として、周波数維持等の義務があり、確実に調整力を提供頂ける事業者を選定する必要があることから、アグリゲータさまにつきましては、応札時点で確実に契約電力を充足するよう、需要家の確保(確保いただいている需要家について応札)をお願いいたします。</p> <p>なお、応札後の契約電力の修正には応じかねます。</p>
11	P15 第5章 募集概要 1-(4) 入札単位 □	<p>(原案)契約者が計量単位の集約を希望される場合は、別途協議いたします。</p> <p>【質問】計量単位の集約を、DRの複数案件にも適用することも協議可能か。</p> <p>第9章 その他 2.計量単位について(発電設備を活用した応札者に限りませす。)←このような記載になっているため、DRについても協議対象になるのかご確認させていただきたい。kWh単価が同じ場合でも、DRの複数入札案件の計量単位の集約が不可能な場合、その理由についてもご教示いただきたい。</p> <p>【理由】規模が大きくなればなるほど、アグリゲーション効果が期待でき、より信頼性の高い電源I'提供に繋がると考えられるため。</p>	<p>契約条件も異なると考えられることから、DR複数入札案件の集約は適用されません。</p>

番号	該当箇所	意見	回答
12	P15 第5章 募集概要 1-(4) 入札単位	<p>(原案) 応札いただく電源 I ㄱ 厳気象対応調整力契約電力は、設備容量(発電機であれば定格電力、DR設備であれば需要抑制により供出可能な電力)の範囲内においてのみ有効といたします。応札後に応札kWが設備容量を超過していたことが明らかとなった場合、または、契約電力供出の妥当性が確認できない場合は、当該応札を落札評価対象から除外いたします。</p> <p>(質問) 契約開始日までに、需要家の供出可能な電力(送電端値)が増加予定の場合、どのような対応が求められるのかご教示いただきたい。</p> <p>【理由】 需要家の場合も、自家発や蓄電池を設置・増設したり、新たに設備投資をして需要地点における契約電力の増加が契約開始日までに見込まれるケースが実際にあるため。</p>	<p>様式3-3需要家リストに記載の上、契約電力供出の妥当性が確認できる工事計画や仕様書の書類などをあわせて応札時にご提出いただき、設置・増設等が完了次第、そのことが分かる書類(電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部(産業保安監督部長)または経済産業省(経済産業大臣)に届け出る届出・申請様式の写しなど)をご提出ください。</p>
13	P15 第5章1-(4)	<p>(原案) DRを活用して応札される場合は、本要綱に定める要件を満たすことのできるアグリゲータが、容量単位(kW)で入札していただきます。</p> <p>(修正案) 電源の枠とDRの枠は分離し、DR枠を作っていただきたい。</p> <p>【理由】 電源(ポジワット)とDR(ネガワット)に基本的な性質の違いがあるが、同じ枠で募集されている。長期的な予備力に向く電源と短期的に柔軟に対応するDRの最適な組み合わせがあるはずであるため。</p>	<p>経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、特定の電源種を優遇することのないよう、ポジワット(発電設備を活用した調整力の提供)とネガワット(負荷設備を活用した調整力の提供)は同等に扱うこととしており、ポジワット枠、ネガワット枠、それぞれ別の募集枠を設けることは予定しておりません。</p>
14	P15 第5章1-(4)	<p>(原案・課題) 契約容量について、年間で1つしかない。</p> <p>(修正案) 月単位で異なる契約容量を入札したい</p> <p>【理由】 送配電事業者の予備力は、予備率が等しいとすると季節や月によって異なるはずであるため。</p>	<p>調整力については、発電事業者等の事業の予見性確保の観点、安定的な調整力確保の観点から、今年度の調整力公募については長期(年間)をベースに調達することとしています。なお、調整力の要件の細分化(月別)については、今後の課題とさせていただきます。</p>
15	P17 第5章 1-(6) 最低入札容量	<p>現行の最低入札容量は1000kWであるが、さらにDRの活用を促すべく、すでにDRを活用している諸外国(PJM等)並みに、最低入札容量を100kWとしてはどうか</p>	<p>電力・ガス取引監視等委員会主催の制度設計専門会合のご議論を踏まえ、最低入札容量は1,000kWとさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	意見	回答
16	P17 第5章1-(6)	<p>(原 案)最低入札容量は0.1万kW(1kW単位)となります。 (修正案)先進諸外国(PJM並みに)、JEPX取引単位に合わせて100kWにしてはどうか。 【理由】特に家庭用のDRリソースを束ねた場合、1,000kWは困難であるため。</p>	<p>電力・ガス取引監視等委員会主催の制度設計専門会合のご議論を踏まえ、最低入札容量は1,000kWとさせていただきます。</p>
17	P19 第5章 3-(1) DR発動条件	<p>DRの発動については予備力での基準など(例:予備力3%以下となる場合に発動の可能性あり)、一定程度の定量的な条件を明確化にすることが、お客様に対してわかりやすく、DR事業者にとっても問い合わせ対応等の業務負担を軽減できる</p>	<p>電源 I´の実運用断面においては、可能なリソースを運用の中で、効率的・効果的に活用することを志向するため、発動する状況としては厳気象時だけでなく、年間を通じて発動する可能性があり、発動に際し、定量的な条件は定めておりません。</p>
18	P19 第5章 3-(1) 入札容量の募集	<p>現行の契約調整力は年間一律であるが、DRの場合、空調設備の制御など季節ごとに可能となる調整力が異なることから、月単位で契約調整力を設定してほしい</p>	<p>調整力については、発電事業者等の事業の予見性確保の観点、安定的な調整力確保の観点から、今年度の調整力公募については長期(年間)をベースに調達することとしています。なお、調整力の要件の細分化(月別)については、今後の課題とさせていただきます。</p>
19	P19 第5章 募集概要 3-(1) 運用要件 イ	<p>(原案)なお、本運用要件の範囲内において、当社は、当社エリア以外を含む需給調整コストの低減のために電源 I´ 厳気象対応調整力を活用します。 【質問】要綱に規定されている目的外活用の対象とはならないのかご教示いただきたい。その場合、エリア外の活用につき、具体的にどのような運用を想定されているのかご教示いただきたい。</p>	<p>募集要綱において広域的運用のために活用すること(目的)を記載していること、制度設計専門会合(第30回 資料7-1)において、調整力の広域的運用についての検討状況をご説明し、引き続き実施に向け検討を進めることとなっており、ご指摘の目的外活用には当たらないと考えていますが、情報の取り扱いについて適切に対応してまいります。</p>

番号	該当箇所	意見	回答
20	P19 第5章3-(1)	<p>(原案・課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発動条件が厳密には厳気象ではない場合があると理解する(再生可能エネルギーの発電予測誤差等)。それはアンシラリー型の発動と考える。 ・連続発動がないとは書いていないので、発動があった。ポートフォリオを分割するなど対応があるため、困った。 ・DR導入初年度で、これから需要家へのDRの周知をしていくという段階で過剰に発動されてしまうと需要家がDRから離れていってしまう。導入初期の段階では、DRの推進・拡大の観点も重要である。 <p>(修正案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発動期間の中で、実際に発動されるIの発動条件を明確にさせていただくほうが、アグリゲーター、需要家に納得感があると考え。発動条件が違うならば商品も分割すべきである。 ・案として、厳気象での発動基準は、予備率3%で発動、という方法が考えられる。ただし、以下のような発動ルールについても設定していただきたい。 <p>1日のうちの発動は1回まで 連続発動日数は限定(例えば、2日まで) 発動回数(現12回)の上限を超えて発動する場合は、基本料金、従量料金共に、追加費用によって行うこと、ペナルティの対象外とすることを検討いただきたい</p>	<p>電源I'の募集要綱に「主に10年に1度の猛暑時等需給ひっ迫時に需給バランス調整を実施するための調整力を確保するために(以下、省略)」との記載がありますが、これはあくまでもそのような需給ひっ迫時にも対応できる調整力を確保するために、このような考え方にに基づき必要量を算定しています。一方、実運用断面においては、可能なりソースを要件の範囲内において、効率的・効果的に活用することを志向するため、発動する状況としては厳気象時だけでなく、年間を通じて発動する可能性があり、発動に際し、定量的な条件は定めておりません。</p>
21	P19 第5章3-(1) 運用要件	<p>平成31年度(2019年度)において、8月16日は平日以外の扱いにならないか。</p>	<p>お盆時期の曜日周りによっては休日相当の需要となる場合もありますが、H31年度のお盆時期の曜日周り過去の同等の曜日周りにおいては平日相当の需要になる可能性があること想定していることから平日としています。</p>
22	P19 第5章3-(1) 運用要件	<p>3時間前の指令に応じることは理解しているものの、可能な限り事前(前日まで)に通知をいただきたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ可能な範囲で事前通知させていただきます。</p>

番号	該当箇所	意見	回答
23	P19 第5章募集概要 3-(1)運用要件 ハ 原則3時間提供可能	原則として3時間にわたり発電等出力増の継続が可能であることが必要です。 について、3時間内で制御対象の需要家先のリソースをリレー制御してもよいか。(例: 需要家A→1時間、需要家B→2時間制御)	提供期間を通じて、確実に需給バランス調整力をご提供いただけることが入札条件の一つとなります。その上で同一案件(同一アグリゲータ)において、原則として3時間にわたり発電等出力増の継続可能であれば契約電力の供出方法について一般送配電事業者として指定するものではありません。
24	P20 第5章募集概要 3-(1)-ニ 定期点検、補修作業時期調整の応諾 (ロ)	計画停止の時期は、原則として夏季・冬季の平日を避けて計画してください。 とあるが、計画上やむを得ない場合は夏季・冬季の平日に停止することは問題ないのか。	電源 I' 厳気象対応調整力募集要綱第5章3. (1)ニ(ロ)に記載のあるとおり、作業等による計画停止の時期は、原則として夏季・冬季の平日(夏季・冬季の平日については、下記の通りといたします。)を避けて計画してください。なお、当該要綱第8章1. (11)に記載のとおり、弊社からの発動指令にもかかわらず、調整力の全部または一部が供出できない場合の取り扱いについて変更しております。
25	P22 第5章 3-(1)-リ	(原案)発動可能回数を超過する場合においても、当社から電源 I' 厳気象対応調整力の供出を要請する場合があります。この場合、可能な範囲でその指令に応じていただきます。 (修正案)回数制限を設け応じた場合、指定回数を超えても発動依頼がある場合には、プラス α のインセンティブを設けて頂きたい。 【理由】アグリゲーターと需要家との関係から無報酬での追加依頼は発動対応ができるとは思えないため。	回数制限を超える追加の発動については、従量料金のみのお支払いで応諾いただける範囲で応じて頂くことを考えております。
26	P23 第5章 募集概要 3-(2) その他 イ 技術的信頼性 (ロ)-b	(原案)b 当社からのオンライン指令(ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。)による性能確認試験の実施 (要望)中給との対向試験の内容を、できる限り事前に詳細を規定していただくことをご検討いただきたい。また、その際は電源 I' の実運用ニーズに即した内容をご検討いただきたい。(例: 契約容量の全量供出に必要な指令内容)	運転実績などご提出いただく内容および電源等のスペックにより性能試験が異なるため、一律に性能試験内容をお示しすることは困難です。

番号	該当箇所	意見	回答
27	P24 第6章	(修正案)kW、kWh契約書および運用関係の契約書をまとめて頂きたい。 【理由】書類が多いためまとめて頂きたい。	電源Ⅰ'厳気象対応調整力(kWh)契約については、技術的要件を満たすことを確認したとき、弊社と協議のうえ、電源Ⅰ'厳気象対応調整力(kWh)契約の代わりに、電源Ⅱ周波数調整力契約または電源Ⅱ需給バランス調整契約を締結することが可能なことから、契約書については、kWおよびkWhを分けて締結させて頂いております。また、運用に関する給電申合書は運用に特化した申合せのため、別で取り扱わせて頂いております。
28	P24 第6章 応札方法	現行、各社ごとに契約書や応札書類などの様式が異なっているが、DR事業者の負担軽減のため各社の契約書や応札書類などの様式フォーマットを統一してほしい	可能な限り契約書フォーマットを統一していますが、私契約のため詳細は統一することが困難です。よって、各社ごとの様式を使用してください。
29	P24 第6章1-(1)-ロ	(原案)入札書類は部単位にまとめ、一式を、それぞれ封緘、封印のうえ、持参してください。 (修正案)持ち込みではなく郵送対応を検討して頂きたい。書留など仕様指定でも構いません。 【理由】複数エリア応札の場合、移動時間が膨大となるため	入札書類の受領時、封筒記載の連絡先等の確認や結果報告に係る説明などもあわせて実施させて頂いており、対面にて受領をお願いしております。ご理解をよろしくお願いいたします。
30	P30～32 第6章1-(2)ハ	(原案)様式 (修正案)過去の需要家データ取得のため、スイッチングシステムへのアクセスを認めてほしい。 【理由】現在は需要家の過去のメーターデータを需要家経由取得しているが、取得できない/時間がかかるケースがあるため。	スイッチング支援システムにつきましては、電力広域的運営推進機関規約により定められていますので、回答致しかねます。ご理解をよろしくお願いいたします。

番号	該当箇所	意見	回答
31	P30～36 第6章1-(2)ハ～ホ	<p>(原 案)様式一覧 (修正案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DRリソース情報(提出資料等)の簡素化、明確化をしてほしい。 ・今までの経験、過去年度の提出書類で、一般送配電事業者側が知っている需要家情報があるなら教えていただき、差分を提出すればよいのではないか。 ・簡素化につながるアイデアのひとつとしてデータベース(DB)化がある。DB化してくれば、継続参加の需要家が同じ書類を毎年出す手間や、アグリゲーターが変更したときに、新たに需要家が情報を渡す手間がなくなる。 <p>需要家の需要抑制実績のDB化を図ることで、事業者・需要家・送配電全ての関係者における実務的負担の軽減が期待できるのではないか。容量確保の審査にもつながると思われる。</p> <p>【理由】</p> <p>DRの場合、発電機のように、入札者がDRリソースの情報を持っているわけではない。すべて需要家から入手する必要がある点は大きく違うので、簡素化が必要なため。</p> <p>DRの場合、単線結線図、設備図面など不要である。しかも、提出需要家情報がアグリゲーターによって異なっているようであるため。</p>	<p>DRリソース情報(様式3-3、需要家リスト等)については、同じ需要家であってもリソース等が昨年度と異なることがあるため、毎年の公募ごとに新たに需要家に関する情報を提出頂く必要があると考えております。</p>
32	P30～36 第6章1-(2)ハ～ホ P40 第8章1-(1)	<p>(原 案)様式一覧 (修正案)・一般送配電事業者が、各需要家の過去のデータだけで容量を審査するのではなく、相違があるとみなされた場合には、ポートフォリオレベルで発動試験をもって審査することも認めることを検討いただきたい(これが現在デザインされている容量市場の容量確保の考え方に合うものであると考える)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発動試験結果だけで判定するのではなく、需要家の状況を考慮いただきたい。(現在も柔軟な対応エリアもあるので、踏襲していただきたい) <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各需要家の過去のデータをもって容量を審査されてしまうため。 ・発動試験で、契約容量通りの結果が出せない需要家もいる。 <p>例えば、中間期の試験では、空調負荷自体が少ななのでネガワット創出量も減る。また、ラインを止めるといった本業に直結するDR手法の場合、協力できない需要家もいるため。</p>	<p>応札時の供出電力の評価・判断ですが、需要家(電源設備や負荷設備)が他応札案件と重複していないか、様式3-3の「電源設備または負荷設備の仕様」に記載いただいている内容が妥当かなど、応札時点で契約期間を通じて契約電力が確実に供出可能か評価・判断させて頂いており、ポートフォリオレベルで発動試験をもつての審査は考えておりません。</p>

番号	該当箇所	意見	回答
33	P32 第6章 応札方法1-(2)-ハ ハ-3 電源等の仕様 (様式3-3)	(質問)様式3-3に記載される情報で、各需要家の供出電力をどのように評価されるのか、供出電力の評価方法を具体的にご教示いただきたい。また、需要家から提出される情報が古い、もしくは提出できない場合はどのように対応が求められるのか、併せてご教示いただきたい。	契約電力に対して、供出電力が妥当かを確認させていただきますがその供出電力がどのようなソースなのかにより評価(確認)事項が異なるため一律にお示しすることはできません。なお応札時に必要書類(様式3-3を含む)について、ご提出いただけない場合は内容により応札案件を無効として取り扱う場合があります。そのため、需要家情報の入手方法については当事者間で協議いただきご提出いただくようお願いいたします。
34	P32 第6章1-(2)ハ-3	(原 案)様式 (修正案) ・最終的に確保できないことになると、系統安定が難しいとの議論が行われたのは承知している。 しかしながら、落札後にも時間があり新たな需要家の開拓と、落選アグリゲーターの需要家を取り込める可能性があるため、ペナルティつきで見込み量の入札も認める枠や考え方を作ってほしい。 ・需要家リスト提出タイミングを落札後としていただきたい。これにより、落札されたアグリゲーターのみが効率的に需要家獲得を行うことができ、需要家獲得がより効率的に行われると考える。 ・期待容量、という考え方にすれば需要家リストは後になる。九州電力は1年目この考え方だったが、2年目は他一般送配電と同じで、事前リスト提出となってしまった。 期待容量の考え方は、容量市場の中間論点整理では明記されている。 ・ペナルティつきで見込み量の入札も認める枠や考え方を検討いただきたい。 【理由】 ・需要家の意思決定を応札時点で求めるのは手続き論として困難。ポジワットは電源情報をすべて応札者がもっているが、ネガワットは需要家からもらわなくてはならないという性質の違いがあるため。 ・自治体では、電力契約は2月に入札で行う場合が多い。アグリゲーターの中には電力小売とセットのサービスを展開しているところもあり、10月や、11月の入札時に、需要家は意思決定をできない。 また、ネガワット調整金の仕組みが残っていると、電力小売契約が変更になった場合、調整金の交渉も2回行う必要があり、アグリゲーターの負荷となるため。	弊社は、一般送配電事業者として、周波数維持等の義務があり、確実に調整力を提供頂ける事業者を選定する必要があることから、アグリゲータさまにつきましては、応札時点で需要家の確保(確保いただいている需要家について応札)をいただき、確実に供出できる調整力を電源Ⅰ´厳気象対応調整力契約電力として応札して下さい。 応札後、電源Ⅰ´厳気象対応調整力契約電力の確実な供出が可能であることを前提とし、別途協議したうえで、弊社が問題ないと判断した場合に限り、当該需要家に代わる需要家をリストに記載することを認めます。 第19回制度設計専門会合資料3-1を参照ください。

番号	該当箇所	意見	回答
35	P32 第6章応札方法1-(2)ハ ハ-3 電源等の仕様(様式3-3) 3 アグリゲータが集約する需要家等の一覧	契約電力を変更しないことを前提に落札候補者選定後の需要家の追加、差し替えは可能とします。について、需要家の差し替えは可能とあるが、入札単位での需要家の相互入れ替えは可能なのか。	弊社は、一般送配電事業者として、周波数維持等の義務があり、確実に調整力を提供頂ける事業者を選定する必要があることから、アグリゲータさまにつきましては、応札時点で需要家の確保(確保いただいている需要家について応札)をお願いいたします。落札候補者選定後、当初記載していた需要家を差し替えせざるをえない場合、電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力の確実な供出が可能であることを前提とし、弊社が問題ないと判断した場合に限り、入札単位での需要家の相互入れ替えを含め、需要家の差し替えを認めます。
36	P34 第6章 応札方法1-(2)ニ 二 電源等の運転実績について(様式6)	(原案)○契約申込された電源Ⅰ 廠気象対応調整力の調整力供出能力・性能を把握する為、契約開始前に、契約申込者の負担において、調整力発動試験を実施いたします。ただし、上記運転実績等をもって、調整力供出能力・性能の把握が可能な場合、当社の判断において、調整力発動試験を省略することがあります。また、契約申込者が上記以外のエビデンスによって調整力供出能力・性能を示すことを申し出、当社が認める場合、当該エビデンスをもって、調整力発動試験を省略することがあります。(質問)当該エビデンスは具体的にどのような資料の提出が求められるのかご教示ください。また、発動試験を実施する場合、運転継続時間等の試験の詳細及び合格条件をご教示いただきたい。(例えば運転継続時間は、需要家の通常業務への影響を考慮すると、短めに設定するのが妥当ではないか。また、供出能力の評価単位は各需要家ではなく、運用時と同じようにアグリゲータ単位で評価していただきたい。)試験結果となる電力量の実績値を取得するのが発動試験の2ヶ月後と想定すると、例えば契約開始前の2月頃に発動試験が実施されるという理解でよいか。また、既に電源Ⅰ 廠の発動実績のある需要家については、前年度より多い供出電力を設定する需要家を除き、発動実績がエビデンスとなるため、原則試験対象外という扱いで良いか。【理由】エビデンスの提出、発動試験の実施、どちらも需要家への負担となり、コスト・時間を要するため、両方を求めるのではなく、いずれかを条件としていただくことをご検討いただきたい。	DRを活用して契約を希望される場合、弊社との瞬時調整契約の実績や、過年度の調整力契約実績、DR実証事業などへの参画実績等のエビデンスをご用意ください。運転実績等のない場合は、本要綱で求める要件を満たしていることを証明できる書類ならびに発電機等の試験成績書を提出いただきます。上記に掲げるエビデンスをもって、調整力供出能力・性能の把握が可能な場合、弊社の判断において、調整力発動試験を省略することがあるとさせていただいておりますが、具体的な省略の可否については、応札時(および契約協議の中で追加で)ご提出いただける書類等の内容を踏まえ判断させていただきます。調整力発動試験については、その詳細な時期や方法(確認項目・内容等)について別途協議・取決めの上、契約前に実施させていただきます。また、既に電源Ⅰ 廠の発動実績のある需要家については、発動実績の達成率(契約電力に対する実績電力量の割合)などを考慮し、試験の実施は判断させていただきます。
37	P34 第6章1-(2)-二	(修正案)契約設備の運転実績についてアグリ単位なのか、需要家単位なのかを記載して欲しい。【理由】どういった内容で記載するかが判断しにくいいため明確化してほしい。	契約設備の運転実績についてはアグリ単位で記載願います。なお、ご意見を踏まえて要綱は修正させていただきます。

番号	該当箇所	意見	回答
38	P37 第7章	<p>(課題)価格以外の理由で失格となった場合、その詳細理由が教えてもらえない。 (提案)価格意外の理由で失格となった場合、その理由を説明いただきたい。 【理由】次年度からの改善につなげることができない。</p>	<p>落札者様、非落札者様を問わず、評価に係る情報はお伝えしておりません。</p>
39	P37 第7章評価および落札案件決定の方法1	<p>応札された案件が満たすべき要件に適合しているかを、入札書、添付書類をもとに確認いたします。 について、応札が何らかの理由で落選した場合、その落選理由を個別開示していただきたい。 【理由】公平性を保つためには、落選した応札者に対する落選理由の開示は必須であるため。</p>	<p>落札者様、非落札者様を問わず、評価に係る情報はお伝えしておりません。</p>
40	P41 第8章 1-(3)	<p>(原案)容量料金を月毎に分けて支払い (修正案)支払は協議により年一括に調整も出来るようお願いしたい。 【理由】最終月での出金の可能性もあるため。</p>	<p>基本的に契約書に則り対応させて頂きたく存じますが、ご要望については、協議の上、検討させて頂きます。</p>
41	P41 第8章1-(4)-イ	<p>(原案)契約者は、出力上げ調整単価、下げ調整単価(下げ調整に応じただけの契約者に限ります。)の単価表を定期的(原則として毎週火曜日12時までに、週間単位(当該週の土曜日から翌週金曜日まで)とします。)に当社まで提出していただきます。 (修正案)厳気象月以外で毎週提出する申出単価は月間等長期計画を提出で変更がない場合はその値を反映するような形か、スパンを月間提出に変更できないか？ 【理由】需要家への報酬の決め方にもよるが、単価を固定している場合などは基本的には変動がないため。</p>	<p>申出単価については、燃料費等のコストを勘案した設定となることから、週単位で変更となる事業者が居られると考えています。したがって、現状どおり週間単位での提出と致します。</p>

番号	該当箇所	意見	回答
42	P42 第8章 契約条件1-(5)	<p>(原文)原則として、発電機毎に計量器を設置 ただし、DR を活用した契約を希望される場合は、当社託送供給等約 款にもとづく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに、当 社からの指令にもとづく調整力ベースラインからの出力増を特定できる ことを前提とし、本要綱のみにもとづく計量器の設置・取り替えは不要で す。 (修正案) ・まず、「不要」を削除してほしい。しかし必須にする必要はない。 ・確実なネガワット供出のためには、需要家へのパルス計測器設置は 必要だと考えるため、サービスパルスの提供を速やかに行ってほしい。 (課題) 上記前提においての計量器の設置・取替が「不要」と書かれていること で、パルス計測器設置に時間がかかるケースがあるため。</p>	<p>精算に必要な計量器の設定について記載しておりますので、原案のとおり とさせていただきます。 なお、本要綱のみに基づく新たな計量器の設置は不要ですが、アグリ ゲータが調整力供出確認等のために設置するパルス計測器等の設置を 妨げるものではありません。</p>
43	P42 第8章 契約条件1-(5)	<p>(原案)関連するが、明確に記載なし。 (修正案)Bルートデータでの精算を基本としてほしい。 【理由】Bルートデータでの精算はできるはずだが、成否判定が認められ ていないため。 ベースラインで個別計量を認められることになった場合、受電以外の電 力量計測が必要なため、送配電事業者の受電データのみでの判定、精算 ができないケースが出てくるため。</p>	<p>現時点において、Bルートデータを元に精算することは致しかねます。 なお、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
44	P42 第8章1-(5)計量器[意見]	<p>DRを活用した契約を希望される場合は、・・・本要綱のみにもとづく計量 器の設置・取り替えは不要です。 との記載があるが、1需要家がコージェネ等の発電機を持っており逆潮 まで出来る場合、受電ベースラインからネガワット分と逆潮分の電力を 足し合わせたkWh分をDRの容量として考慮してもよいか。 【理由】発電機に計量器をつけずに受電点での受電容量をベースにDR需 要家として参加している需要家が存在したとき、逆潮流分がDR対応分と して計上されないため。</p>	<p>電力系統に逆潮流する場合は、発電機として応札して頂きます。</p>
45	P44 第8章 1-(9) 停止計画の提出	<p>停止計画は定期的に提出することとなっているが、可能であれば月単位 での提出(月間計画)とし、加えて月間計画提出後に変更があった場合 にのみ、変更計画を提出する運用をお願いしたい。</p>	<p>停止計画については、設備点検やその他要因により変更となる可能性 があると考えており別途定める期日までに提出いただくようお願いいたし ます。</p>

番号	該当箇所	意見	回答
46	P45 第8章1-(11)-イ-(二)	<p>(原 案) ・契約電力未達時割戻料金の計算式 「算定結果が 0.1 を超過する場合は、一部未達割合を1とみなします。 また、算定結果が負の場合は、一部未達割合を0とみなします。」 (修正案)判定の上限値は0.3にすることはどうか。 【理由】一般的にベースライン誤差が20～30%あるため。</p>	<p>第31回制度設計専門会合資料9で示されている通り、最大ペナルティとなる閾値については、指令値に対する90%未満といたします。 なお、一般送配電事業者が行う需給バランス調整への寄与の面からは、本来、契約電力分の発動が原則であると考えております。</p>
47	P47 第9章 その他1-(1)-ロ P44 第8章1-(11)	<p>(原 案)関連するが、明確に記載なし。 (修正案) 発動ごとに発動した需要家のベースライン、実績値の合計でアグリゲーターとしての判定をする方法を統一的に取り入れていただきたい。 それが難しければ、せめて月毎の参加需要家の登録を認めていただきたい。 【理由】 実証ではポートフォリオのうち、発動した需要家のベースラインと実績値を合計する方法が取られていたが、調整力I'では発動していない需要家の架空ベースライン・架空ネガワットも結果に含めて報告しなければならない。全員参加の固定ポートフォリオであるため。 アグリゲーターとしては、季節や需要家の特性に応じて発動先を工夫しているのに、それが評価されないため。</p>	<p>指令発動時にアグリゲータからどの需要家に発動したかが特定できないため、発動した需要家のベースライン、実績値の合計での判定は出来ません。また、月毎の参加需要家の登録については、今後の課題とさせていただきます。</p>
48	P47 第9章 1.(2) 申出単価の提出	<p>現行、申出単価は毎週提出することとなっているが、他電力会社と同様に、単価に変更がない場合には月単位での提出としてほしい</p>	<p>申出単価については、燃料費等のコストを勘案した設定となることから、週単位で変更となる事業者が居られると考えています。したがって、現状どおり週間単位での提出と致します。</p>

番号	該当箇所	意見	回答
49	P47 第9章 その他1-(1)-ロ	<p>(原 案) 当社の託送供給等約款、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」(H29.11.29 資源エネルギー庁改定)における標準ベースラインや発電等計画値等を踏まえ、……</p> <p>(修正案) 標準ベースラインの冬季朝発動の当日補正值の決め方は、DR時間後を使ってもよいのではないか。 朝方と夕方、補正值に重み係数をつけてはどうかという議論もあった。</p> <p>【理由】 冬季の朝発動では、当日補正值が夜中となり、補正值がゼロとなり需要家のネガワットが評価されないという課題がある。</p>	<p>標準ベースラインの内容については、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」(H29.11.29 資源エネルギー庁改定)で規定されており、資源エネルギー庁にて定めるものと考えております。</p>
50	P47 第9章 その他1-(1)-ロ	<p>(原 案) 当社の託送供給等約款、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」(H29.11.29 資源エネルギー庁改定)における標準ベースラインや発電等計画値等を踏まえ、……</p> <p>(修正案) ・ERABガイドラインに今は発電機等計測しかないので、個別計量によるベースラインを加えてほしい。 ・計量とも関わるが、個別計量による評価と精算も合わせて認めることが求められる。</p> <p>【理由】 需要家のベースラインに正解はないため、需要家ごとにフィットするベースラインが異なる。今後特定のリソースを束ねるリソースアグリも出てくる可能性があるため。</p>	<p>ベースラインについては、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」(H29.11.29 資源エネルギー庁改定)で規定されており、資源エネルギー庁にて定めるものと考えております。 なお、同ガイドラインにて、「ベースラインの設定は、基本的に需要家単位で行う」と記載されており、ベースラインについては、代替ベースラインを含め、契約協議時に個別に定めさせていただきます。</p>
51	ネガワット調整金について	<p>現行、小売事業者の売上補てんをアグリゲーターと小売事業者の間で行うネガワット調整金があるが、本来系統運用者からの要請でアグリゲーターが調整力を提供するものであることや、通常のインバランス精算と同じであること、将来の需給調整市場ではネガワット調整金が機能しない可能性があることから、ネガワット調整金をなくしてほしい。</p>	<p>ネガワット調整金については、ネガワット取引に関するガイドラインにおいて規定されており、その取扱については資源エネルギー庁にて定めるものと考えております。</p>

番号	該当箇所	意見	回答
52		<p>複数のDR需要家をまとめるアグリゲーターが、それらの需要家を複数のグループに分け、そのグループ単位で応札をすることは可能か。(例:10軒の需要家を5軒ずつに分けて、2つの札として応札) [理由]DR電源をコスト別に分けた場合、費用に差をつけることができ安価な調整力調達に繋がると考える。</p>	<p>需要家が分かれており、当該設備(または需要家)の応札kWが設備容量以内で明確に区別・区分できている場合、それぞれ別の札として応札することは可能です。</p>
53		<p>(課題)監視等委員会の制度設計専門会合では、GC前の領域で旧一電小売により確保された予備力は原則不要と整理されたところである。しかしながら、H3需要の7%の調整力で不足が見込まれる場合、電源Ⅱの事前予約を許容する議論が出てきており、市場の歪みとなる可能性を危惧している委員からの発言が目立った。 (提案)電源Ⅰ'の調達容量拡大も含めて、ご検討いただきたい。 仮に電源Ⅱの事前予約による調達が認められる場合、他の調整力と同様に公募ベースで広く様々な事業者からの入札がされるような調達制度としていただきたい。</p>	<p>調整力(電源Ⅰ、電源Ⅰ')の調達量については、電力広域的運営推進機関の「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」での議論内容を踏まえて決定しております。 また、電源Ⅱの事前予約等については、同委員会において、実施の前に広く周知するなど、実質的な公募の形となるよう提言されていることを踏まえ、適切に対応してまいります。</p>